

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第17回 議事・要旨

2014年9月17日(月) 19:00~21:00

野々市市庁舎201会議室

【委員13名】池田、亥野、大島、絹川、小竹、小堀、小松、新美、林、藤田、谷内、山岸、吉岡(五十音順、敬称略)

【職員ワーキンググループ2名】山崎、水野

【ファシリテーター】森山奈美

【事務局5名】金場、栗山、中谷、舟崎、北

【欠席】大森、中村、村井、神谷

◇今回の会議で決定したこと

- ・市民は自発的に動き、市民だけではなくその他の主体も協働で行うことをまちづくりの基本にする。

◇振り返りシートの意見(●は後日意見)

【第17回会議全体について】

- ・時間のなかで意見の収束が計れて良かった。徐々に形が固まって来た。方向がまとまった。(複数)
- ・全体で色々な意見が出て、良い議論ができた。有意義な議論だった。(複数)
- ・終末に向かっている。調整に感謝。
- ・遅くまでご苦労様でした。
- ・絹川さん、元気にたくさんしていただき、ありがとうございました。
- ・会議にここのところ欠席しがちで周回遅れのランナーのような気分だが、皆さんの活発な意見にふれて触発されることが多くうれしい。今後とも体調が悪くなければ会議に参加したい。
- ・臨機応変な会議の進め方はさすがだと感心した。
- ・細かいところを決定していく過程は非常に難しく大変だが、勉強になる。

【条例案についての意見】

- ・第3章の自発的なので参加だけではなく、創造力を引き出す1文が欲しい。
- ・第12条まちづくりの担い手に子供の記述がほしい。
- ・第15条支え合いマップ作りのために個人情報してほしい。
- ・ワーキンググループには、策定委員の熱い想いを充

分に反映する条例案を提示して欲しい。(ワーキングとしての想いを前面に押し出すのは謹んで欲しい)

- ・条文案が単なる事務局案可決とならないように審議できるように期待したい。
- ・ワーキンググループは大変だが頑張ってもらいたい。

【その他の意見・要望・質問】

- ・議事録は事前にいただきたい。
- ・推進委員会のメンバー構成は、組織団体のあて職者と少人数の公募の構成とならないようにしてほしい。

◇議事・記録

1. 開会

2. 会議の振り返り

■第16回会議の振り返り

※前回資料「条例案作成における今後の課題」参照

■条文第4案の説明 ※第4案参照

【前文】

- ・最初の3案のうち、委員からの意見を基に、事務局とワーキンググループで議論したが、結論には至っていない。最終案は下線部分。
- ・委員からの意見で、「市民の数」を修正。「皆が当事者となって」は皆が当事者として一体となる意味。
- ・第1条は「まちづくり」という言葉が多く、「市民が主役」の言葉と同じく削除する意見が出た。シンプルな構成にするか、わかりやすい条文にするかで、現状はそのまま。

【条文】

- ・市政とまちづくりの違いを第3案から盛り込んだ。
- ・まちづくりを定義する際に、「まちづくり」という言葉が定義の前に出てこないように順番を変更。
- ・「責任」と「責務」という言葉を吟味。
- ・全体の言い回しや語尾を統一し、かつこ書きをできるだけ使わないように修正。
- ・「最も大切な計画」は総合計画のことを指していた

が伝わりづらいので、「総合的な計画」に修正。

- ・第5条の「まちづくりに取り組むにあたっては、必要に応じて応分の負担」をよりやわらかい表現に「必要に応じて、市民が担う役割と責務の分担を果たします」と表現を変更してはどうか。
- ・行政の役割と責務の行政と職員を一緒にして、第4項は削除して責任を責務と変更。
- ・第3章、地域活動と市民活動一つにまとめる意見が出たが、一つにはまとめきれず、あえて以前のままで相互の連携を加えた。
- ・人材育成について修正。
- ・第13条は議会や行政が情報を公開して、市民も情報を発信するということを定めた。
- ・第14条には情報の活用について市民、議会及び行政についてまとめた。
- ・個人情報具体的な条例を入れる意見も出た。
- ・第5章はより広い意味での参加なので、「市政への参加」というタイトルに変更。
- ・第3項の「市民は積極的に参加します。」の文章を最初に。「行政は」という主語になっていたが、行政だけでなく議会も入るので、「議会及び行政は」を加筆。
- ・第17条の意見の募集にも「議会及び」を加筆。
- ・第6章の「見直し・委任事項」のタイトルは「条例の推進」に変更。何年ごとに修正とするとここだけ具体的すぎるという意見があり、条例の推進委員会を設けるなら委員会の市民によって改正が担保されるので、公表を「毎年」から「定期的」に変更。



■林委員からの意見 ※別紙参照

【前文】

- ・7行目「市民の数も増加」は「人口も増加」に修正。
- ・11行目「みんなが当事者となって」を「みんなが当事者として、一体となり」に修正。

【第1章】

- ・第1条「まちづくり」は文中で3回使用されていることから2行目の「まちづくりの」を削除。
- ・第18条の「市民が主役」も削除。
- ・第2条の定義は質疑として、地方自治法に規定する住民を超える範囲だが、議会との調整が必要。
→行政書士の試験問題からもわかるように、住民票がなくても本拠があるという事実を大事にする。
→議会との調整は条文の第1次案ができた段階で行う。第6条は議会の役割と責務を定めているので、第2条と第6条は議会への調整のポイント。

【第2章】

- ・第5条の市民の役割と責務は、「自らの発言と行動に責任を持ち」を削除、「市民は互いの多様な価値観や意見を認め合い、まちづくりに取り組むように努めます。」という文章にしてはどうか。
- ・第3項の「市民は必要に応じて、市民が担う役割と責務の分担を果たします」と改めてはどうか。

【第3章】

- ・第9条の地域活動と市民活動と相互の連携は、まとめるか、ワーキンググループからの意見で分けるか。
- ・第12条人材育成には若者と子供も入れてはどうか。

【第4章】

- ・第15条に個人情報保護条例を書いてはどうか。
→文章法規で調整。

【第5章】

- ・第16条「市政の運営」を「市政への運営」に変更。
→「市政への参加」では。
- ・2項「市民との協働による」は削除。

【第6章】

- ・第18条の条例の推進の「市民が主役」を削除。
- ・第20条の推進委員会のメンバー構成はどうか。
- ・2項は委任の中にあるので全部削除。
- ・第21条の適切な時期とはいつか。

3. 条例の本来の目的について ※第12回会議参照
この条例の前に協働指針で、自発心と連帯感と創造力
がのいちキャンパスという定義が挙げられた。この
委員会の開始時に、指針に沿う条例、指針をバックア
ップする条例にしたいという話があった。項目の検討の
前に、まちづくり基本条例の基本に、「市民が主役」
や「協働」を置くかどうかグループごとに議論。

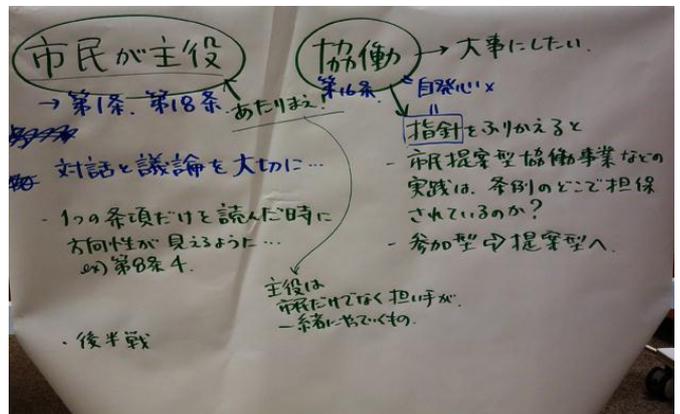
■各グループの発表

- ・現在既に行われている市民提案型事業はまさに、市民が提案して行政がバックアップする良い仕組み。第4条のまちづくりの基本理念には、協働による推進とあるが、市民提案型事業のような協働による仕組みづくりや協働事業を市民、議会、行政が協働する事業が、今回の条例案で担保しているのかが読みとれない。これからは提案型も重要。
- ・第8条の4項「職員は、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います」とあり、削除されたが、第8条は、行政の役割と責務の中では協働という基本的なスタンスを込めたい。「市民が主役」という言葉も同じく、重複していても丁寧に書いた方が伝わりやすい場合は、省略せずに書いた方が良い。
- ・「協働によるまちづくり」という言葉は、行政関連の条文に入れて欲しいと。協働という言葉は定義づけでしかないので、言葉を大事にする必要がある。
- ・第12回の議事録の中で、「市民が主役の」という言葉は良い言葉のように聞こえてもあたり前で、あえて言う事はない。まちづくりは皆でやるのが協働という言葉で置き換えられる。
- ・第1条は最初だし、第18条は市民の言葉なので、「市民が主役」という言葉は必要だという意見。協働という言葉は入れる必要はあるが、市民が主役という言葉は鯖江市の条例にもあったので、野々市らしさを出すためには、協働をメインにおきたい。

■市民が主役、協働について

- ・「市民が主役」という言葉は、今まではまちづくりで市民が主役ではなかったことへのアンチテーゼ。
- ・市民が主役という言葉は協働指針でカバーできる。条例で協働を基本にすると、野々市では既に市民が自発的にまちづくりをやるという意味も含まれる。

- ・皆がまちづくりを自発的にやって当たり前だと思わないと、受け身な態度では人は集まらない。自発心のある地域が野々市だ。
- ・総合計画3つの柱に、市民が主役のまちづくりをすることを全面的に押し出している。市民が主役のまちづくりプロジェクトの一環としてこの条例をつくるという思いがあるので、市民が主役で当たり前。
- ・「市民が主役」があることで、市役所が作った条例ではないということがわかる。
- ・野々市市では市民が主役のまちづくり、協働は今までになかった。市民が提案して動くのは最近のこと。市民が主役ということや、市民が提案して行政も動いてまちのために活動できることを条例に入れたい。



「この条例は野々市市におけるまちづくりの基本的な事項を確認し、担い手である市民議会及び行政それぞれの役割及び責務を明らかにするとともに、協働のまちづくりを推進することを目的とします。」
→野々市は、市民は自発的に動き、市民だけでなく、その他の主体も協働で行うことをまちづくりの基本にする。

4. 残った議題について議論

全員で確認した上で、第4案をもとに検討。第1～4章は各章グループごと、第5、6章は全員で議論。

■各グループの発表

【第1章】

- ・第3条の3項は条例の位置づけだが、3項の予算の編成および執行についての記述が条例の位置づけに関係あるのか。予算の執行は市民に直接関わる機会はあまりないので、責務にのせるか、条例の位置づ

けとは関連しないので削除してはどうか。

【第2章】

- ・林案で「自らの発言と行動に責任を持ち」は削除。
- ・3項は、「市民がまちづくりに取り組むにあたっては必要に応じて応分の負担を果たします。」もとに戻す。語尾だけでやわらかさを表現。
- ・第6条の4項に「議員は、積極的にまちづくりの課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち」とありますが、「総合的な視点に立ち」というのが当たり前でぼやけている。究極的には市民の幸せを実現するという形。
- ・市民の意見と市民の意向の違いとは、意向は潜在的なもので、意見は実際に目に見えるもの。
- ・第8条の3項で言いたいのは、説明責任を果たすことだったという確認をした。
- ・第8条の4項の削除されている部分、第5、6、7条に「まちづくり」という言葉がそれぞれ入るが、8条の行政の中には「まちづくり」という言葉が入らないので、行政を主語にして言葉の表現を「協働によるまちづくりの推進を行う」を入れた方が良い。

【第3章】

- ・地域活動と市民活動について、今回は一緒にまとめようとしたが、地域活動と市民活動の主体が違うので、現状のまま分けた状態で良いのではないか。
- ・第11条の連携については、地域活動と市民活動を行う市民、行政がそれぞれの立場で連携する必要があるので残したい。
- ・第12条は、1項では全体の教育が必要だという話で2項は子供の話。1項と2項両方に若者と子供を入れてしまうと整理がつかなくなるので、若者を入れずにこのままが良いという結論。

【第4章】

- ・第15条「個人情報保護条例」など規則名を入れる。

【第5章】

- ・タイトルが堅いので、例えば「市政への関わりかた」など、もう少しやわらかい表現にできないか。
- ・市政はまちづくりのうち行政や議会が担うものとあ

る。話し合いの場と決め方という内容を考えると、市民が持ってきた課題が入っていないので受け身。

1項は、市民は地域の課題を発見し、議会や行政とともに解決に努めるという内容にならないか。

【第6章】

- ・第20条に審議委員会があるが、審議をとると重みがなくなってしまうのでは。
- 推進委員会の方がより積極的でより主体性を感じ、一緒にやろうというイメージ。審議会だと自分は関係無く審議を行い、上から目線のようなイメージ。

■第8条 行政の役割と責務

- ・予算の話はまちづくりの基本条例の趣旨からすると関連がないので削除。
- ・サービスの受け手としての市民ではなく、市民は行政に対して税金を払う代わりに仕事をやってもらっている。行政は仕事を頼まれた相手に対して聞かれなくても委任者に対する説明の責任が発生する。
- ・説明責任は職務のうちに含まれることなので、あえて責任を強調して「行政は、市民に対する説明責任を果たします」と入れる。
- ・1項「行政は協働によるまちづくりの推進を行います」、2項「行政はその権限及び責務において、公正かつ誠実に職務を行います」。4項「行政は、市民に対する説明責任を果たします」に決定。

■第5条 自らの行動と発言に責任を持つ

- ・ワーキンググループから、お互いに協働する際には支え合う必要があるので、まちづくりをするからには、市民も自らの行動と発言には責任を持つことを入れて欲しいという意見が出た。
- この文章がない場合、発言に責任を持たないということが起こりうる。市民に対するプレッシャー。行政に対峙する意識。通勤、通学だけの人が行動が伴わない人が出て来る。(信頼関係が必要)
- ・自らの発言したことを実現するためにまちづくりに取り組むという言い方もある。
 - ・議会、市長、行政は、他の規則に基づいてそれぞれが責任を負わされている。市民は責任を負わされていないので、ここで明記しても良いのでは。責任と

という言葉で、少しは市民を縛る必要もある。

- ・役割や務めに責任を持つという言葉は煩わしさを感じないが、発言というと自由にものをいえなくなる。
- 責任という言葉を残し、行動と発言を削除。「市民は、互いの多様な価値観や意見を認め合い、責任を持ってまちづくりに取り組むよう努めます」。

■第5条3項 応分の負担

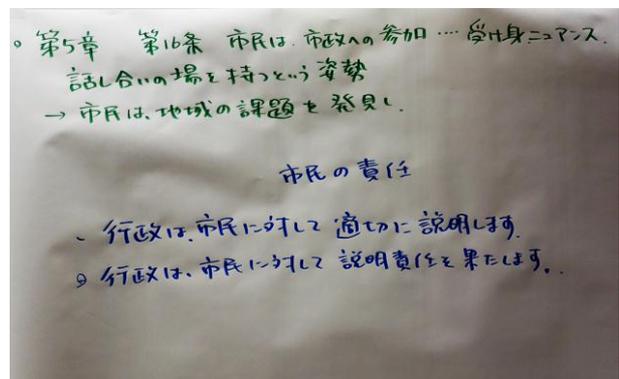
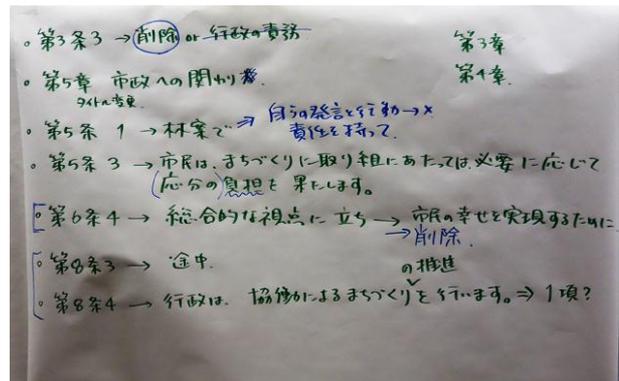
- ・応分の負担とは、お金や労働力、ボランティアなどの必要に応じた負担。
 - ・応分の負担には、まちづくりの担い手としての市民が入る。
 - ・協働指針の一番後ろに、市民協働のルールがあり、責任の明確化の原則「お互いの役割分担と責任範囲を十分に協議し、文書化して明確にすること」と明記。ルールの裏付けの担保としてはこの項目は必要。
- 「応分の負担」という言葉をわかりやすく、必要に応じて応分の負担という重複の表現をワーキンググループで検討。

■第6条4項 総合的な視点

- ・総合的な視点は、将来的なもの、国際的なものなども含む。地域からの利益誘導ではだめなので総合的な視点で市全体を見て下さいという意味。
- 七尾市の基本条例を見て、議会が盛り込んでほしいと言った案。
- ・総合的な視点という言葉を入れた経緯は市民の意見だけを聞いていたら、市全体を見て、本当に野々市市をあるべき方向に導くという意味。
 - ・七尾市での事例は、本当に市のために必要なものであれば、例えば中学校の統合など、人口減少の中では市民に嫌われても行うべき決断がある
- 野々市はあまりそのようなことはないので「総合的な視点」を削除。

■第16条 市政への参加

- ・「市政の関わり方」というタイトルが良い。
- 「方」と書くと、方法を書いて条項を分ける必要も出るので、タイトルは「市政への関わり」とする。
受け身な市民参加ではなく、市民から提案型でやっていくことを含めてワーキンググループで検討。



5. 閉会

■藤田会長より

今日は形ができた。皆さんにはご迷惑をおかけしているが、スケジュール通りいつている。